

規 約・規 程

戸 塚 区 商 店 街 連 合 会

戸塚区商店街連合会規約

第1条 名称及び会員

本会を戸塚区商店街連合会（区商連）と称し、戸塚区内の商店街をもって組織する。

なお、本会の主旨に賛同する商業者で、理事会の承認を得たものは、賛助会員となることができる。

第2条 目的

本会は商店街相互の親睦と協力のもとに、社団法人 横浜市商店街総連合会（市商連）及び、社団法人 神奈川県商店街連合会（県商連）との緊密な連繋を計り、もって各商店街の振興と発展を期するとともに戸塚区の繁栄と地域消費者に貢献することを目的とする。

第3条 事業

本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 商店街相互間の連絡及び親睦に関する事業
2. 商店街の運営及び商店の経営に関する相談及び指導
3. 県、市、商工会議所等の商業診断及び経営相談の斡旋
4. 商業関係法令並びに情報の周知徹底に関する事業
5. 関係官公庁との連絡及び斡旋
6. 消費者対策に関する情報の提供並びに懇談会、研究会等の開催
7. 各種共済事業の斡旋
8. 市商連、県商連等の機関紙の配布
9. 講習会、研究会、見学会、旅行会等の開催
10. 商店経営者及び商店従業員のための福祉厚生事業
11. その他本会の目的達成に必要な事業

第4条 事務所

1. 本会は事務所を戸塚区上倉田町 449 番地 法人会館内におく。

第5条 加入及び退会

1. 戸塚区内の商店街は、理事会の承認を得て本会に加入することが出来る。
2. 本会を退会しようとする商店街は、文書による退会届を提出しなければならない。但し、退会届を提出しても、その年度内の会費は納入しなければならない。

第6条 役員

本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
会長は、理事の互選により選出する。
2. 副会長 若干名
副会長は会長が理事の中から、これを指名する。
3. 専務理事 1名
専務理事は会長が理事の中から、これを指名する。
4. 会計 1名
会計は会長が理事の中から、これを指名する。
5. 監事 2名
監事は総会において選出する。
6. 理事 理事は加盟各商店街の会長の他、理事会の推薦するものをもって充てる。
7. 評議員 評議員は加盟各商店街の会長の推薦によるものをこれに充てる。
商店数10に対し、評議員は1名とする。但し、端数処理については、切り上げとする。
会長、副会長、専務理事については評議員に含めない。
8. 役員任期は2年とし、再任を補充による役員任期は、前任者の残存期間とする。
9. 本会は必要に応じ、顧問、相談役参与を置くことができる。

第7条 役員の仕事

1. 会長は本会を代表し会務を掌理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、会長の指名する副会長が、その職務を代行する。
- ※3. 専務理事は正副会長を補佐し、本会全般の運営調整にあたる。
- ☆4. 理事は、理事会の構成員とし、本会の事業運営に関することを審議する。
- ☆5. 評議員は総会の議事に参加する。
- ☆6. 監事は会計を監査する。

第8条 会 議

1. 本会の会議は総会、理事会、正副会長会とし、会長がこれを召集する。
2. 総会は、定時総会と臨時総会とする。
- ☆3. 総会は予算決算の承認、事業計画の承認、役員人事の承認を行う。
- ☆4. 理事会は、本会の事業運営に関すること及び必要事項を審議決定する。
- ☆5. 理事会、正副会長会の議長は会長がこれにあたり、総会の議長は総会に出席した理事の中から選出する。
- ☆6. 理事会の会議の議決は、出席者の過半数をもって決定する。

第9条 会 計

1. 本会の経費は、会費、事業収入、寄付金、その他の収入をもって、これにあてる。
2. 会費の額及び徴収方法は理事会の議決を経て、別に規程で定める。
3. 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第10条 慶 弔

慶弔に関する支出は、規程に定める。

第11条 規約の改廃

☆規約の改廃は、理事会の議を経て定め総会の承認を要する。

第12条

この規約で定めるものの他、必要な事項は理事会の議決を経て定める。

付 則

1. この規約は、昭和61年10月27日から施行する。
- ※2. 平成3年5月24日一部改正
- ☆3. 平成6年5月26日一部改正

戸塚区商店街連合会会費徴収規程

戸塚区商店街連合会規約10条第2項の規程により、会費額及び徴収方法等を次の通り定める。

1. 会 費

- (1) 会費を区商連会費、市商連会費、消費者のつどい会費に分け、1店舗当たり年額、次の金額を徴収する。
 - ①区商連会費 2,300円
 - ②市商連会費 1,200円但し年度中途加入の場合の徴収は月割りとする。また市商連会については市商連において会費の変更がされた時は、変更後の額とする。
- (2) 各商店街は所属する会員数分の会費を一括納入するものとする。

2. 賛助会費

- (1) 戸塚区商店街連合会規約第1条により本会の賛助会員になった者は次の会費を納入するものとする。
 - ①大型店売場面積1坪(3.3㎡)あたり月額6.5円を基準とする。
 - ②大型店以外は協議の上決める。
- (2) 納入は、指定の口座振込みにより納入する。